

報告第5号

専決処分事項の報告について（愛西市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月9日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



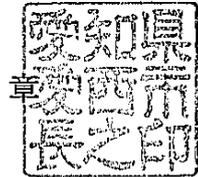
専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例の制定について、専
決処分する。

平成30年4月25日 専決

愛西市長 日 永 貴



愛西市条例第26号

愛西市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

愛西市ラブホテル建築等規制条例（平成17年条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「のホテル営業、」を「に規定する旅館・ホテル営業又は」に改め、「の旅館営業又は同条第4項」を削る。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。